
平成29年度

市民企画事業補助金

審査結果のまとめ

平成29年5月
八王子市



百年の彩りを
次の100年の
輝きへ

目 次

1	審査結果総括表	1
2	採択事業一覧表	2
3	評価及び審査結果	
	(1) A 活動支援部門	3
	(2) B 事業実施部門	8
4	審査	
	(1) 審査方法	14
	(2) 審査フロー	16
5	参考資料	
	(1) 市民企画事業補助金申請事業評価会議 委員名簿・開催状況	18
	(2) 市民企画事業補助金交付要綱	19
	(3) 平成29年度補助対象事業募集要項	23
	(4) 市民企画事業補助金申請事業評価会議開催要綱	27
	(5) 応募事業に関連する市の事業担当課一覧	28

平成29年度市民企画事業補助金 審査結果総括表

部 門		件 数		金額(円)	予算額(円)	予算額－補助予定金額(円)	備 考
A 活動支援部門	新規	応募	10	988,000			
		審査期間中に 取下げのあったもの	1	100,000			
		採択したもの	4	388,000			
		不採択としたもの	5	500,000			
	継続	応募	2	200,000			
		採択したもの	2	200,000			
		不採択としたもの	—	—			
	小計	応募	12	1,188,000			
		審査期間中に 取下げのあったもの	1	100,000			
		採択したもの	6	588,000			
		不採択としたもの	5	500,000			
	B 事業実施部門	新規	応募	5	4,500,000		
採択したもの			1	1,000,000			
不採択としたもの			4	3,500,000			
継続		応募	3	1,815,000			
		採択したもの	3	1,815,000			
		不採択としたもの	—	—			
小計		応募	8	6,315,000			
		採択したもの	4	2,815,000			
		不採択としたもの	4	3,500,000			
合 計	応募	20	7,503,000	8,000,000	497,000		
	審査期間中に 取下げのあったもの	1	100,000				
	採択したもの	10	3,403,000	8,000,000	4,597,000		
	不採択としたもの	9	4,000,000				

採択事業一覧表（新規事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	29年度補助金 交付予定額(円)
A-新-1	もとはち東ふれあい食堂	もとはち東ふれあい食堂プロジェクト	100,000
A-新-4	精神疾患当事者が畑で元気になるプロジェクト	特定非営利活動法人 ルーツ・ユアセルフ	88,000
A-新-5	のうちのマルシェ2017	のうちのマルシェ実行委員会	100,000
A-新-9	難病を元気にする！！(難病カフェ)	特定非営利活動法人 難病ネットワーク	100,000
B 事業実施部門			
受付番号	事業名	団体名	29年度補助金 交付予定額(円)
B-新-3	八王子市 犬猫殺処分ゼロミッション 保護活動事業	「津久井・橋本・八王子」犬猫の会	1,000,000

採択事業一覧表（継続事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	29年度補助金 交付予定額(円)
A-②-1	食に困る人々を地域で支えるフードバンク事業	フードバンク八王子えがお	100,000
A-②-2	マルベリーハートフルフェスタ	マルベリー東京パイロットクラブ	100,000
B 事業実施部門			
受付番号	事業名	団体名	29年度補助金 交付予定額(円)
B-②-1	HACHIDORI ～HACHIOJI ROCK DREAM	HACHIDORIフェスティバル 実行委員会	800,000
B-②-2	保育園訪問「フレンドリースマイル」、小・中学校訪問「ドリーム スクール」	一般社団法人トレインズアカデミー	700,000
B-③-1	生産加工の容易な農産物で地域の環境保全と活性化を図る！	特定非営利活動法人 すまいるカフェ	315,000

A 活動支援部門 採択事業 評価及び審査結果（得点順）

区分	新規	団体名	のうちのマルシェ実行委員会			
事業名	のうちのマルシェ 2017					
事業費	269,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	堀之内周辺地域のにぎわい創出と、新旧住民間、店舗経営者間の交流を図るため、周辺店舗とクラフト作家などが出店するイベント「のうちのマルシェ 2017」を開催する。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	24 点	28点 満点中	23 点	
	合計得点数	56点 満点中	47 点		7名中	7 名
審査	順位	1 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	一過性のイベントで終わらないよう要望するとともに、事業の実施を通じて、地域での新旧住民間のつながりが深められるような工夫に期待します。					

区分	新規	団体名	特定非営利活動法人難病ネットワーク			
事業名	難病を元気にする！！（難病カフェ）					
事業費	130,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	難病患者やその家族を地域で支える意識を高めるため、当事者を含め広く市民を対象とした「参加型 難病カフェ」を開催する。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	23 点	28点 満点中	23 点	
	合計得点数	56点 満点中	46 点		7名中	7 名
審査	順位	2 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	特段の意見等はありません。					

区 分	継続・2回目	団体名	フードバンク八王子えがお			
事業名	食に困る人々を地域で支えるフードバンク事業					
事業費	273,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	食に困っている方を支援するため、地域のパン販売店や市民などから食品の提供を受け、必要な方へと届ける「フードバンク事業」を展開する。					
評 価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	25 点	28点 満点中	21 点	
	合計得点数	56点 満点中	46 点		7名中	7 名
審 査	順位	2 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	他のフードバンクや、いわゆる『子ども食堂』に取り組む団体等との、更なる連携を要望します。					

区 分	継続・2回目	団体名	マルベリー東京パイロットクラブ			
事業名	マルベリーハートフルフェスタ					
事業費	213,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	市民の障害者への理解を深めるため、主に障害者が出演する音楽イベントを開催する。					
評 価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	26 点	28点 満点中	20 点	
	合計得点数	56点 満点中	46 点		7名中	7 名
審 査	順位	2 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	事業の実施にあたっては、関係者ではない市民の参加が得られるよう工夫するとともに、障害者に対する理解を深められるような内容を盛り込むことを要望します。					

区 分	新規	団体名	もとはち東ふれあい食堂プロジェクト			
事業名	もとはち東ふれあい食堂					
事業費	160,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	地域でのつながりや支え合いづくりを目的に、子どもや高齢者、障害者など地域住民を対象とした「もとはち東ふれあい食堂」を開催する。					
評 価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	24 点	28点 満点中	20 点	
	合計得点数	56点 満点中	44 点		7名中 7 名	
審 査	順位	5 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	食品を取り扱う事業であるため、衛生面で十分な配慮を行うようお願いいたします。					

区 分	新規	団体名	特定非営利活動法人ルーツ・ユアセルフ			
事業名	精神疾患当事者が畑で元気になるプロジェクト					
事業費	88,000 円		補助金要望額		88,000 円	
事業概要	精神疾患の当事者が、社会で生きていく力を身に付けるため、野菜の栽培をつうじてコミュニケーションを図るとともに、交流会や登山イベントを開催する。					
評 価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	21 点	28点 満点中	20 点	
	合計得点数	56点 満点中	41 点		7名中 7 名	
審 査	順位	6 位	採 択	可	補助予定額	88,000 円
評価会議の 意見・要望	医療機関等との連携を十分にとり、事業の実施にあたっては参加者の安全を確保するよう留意願います。また、精神疾患の方に対する市民の理解を深められるような活動まで視野に入れていただくことを期待します。					

A 活動支援部門 不採択事業 (応募受付順)

区分	新規	団体名	特定非営利活動法人幼児算数教育研究所	
事業名	親子で遊ぼう, 5までの数で!			
事業費	158,723 円	補助金要望額	100,000 円	
事業概要	幼児を持つ保護者を対象に、数遊びについての勉強会を開催するとともに、勉強会での内容を報告書としてまとめ、算数教育の普及と重要性の周知を図る。			
評価会議の意見	専門性は認められるものの、地域の課題解決や広く市民にとって利益となる「公益性」の面でその効果に疑問があるとともに、補助対象として採択する基準に満たなかったことから、不採択とします。			

区分	新規	団体名	はちおうじ志民塾 6 期生の会	
事業名	空き家を地域の交流の場に!			
事業費	132,750 円	補助金要望額	100,000 円	
事業概要	川口町周辺において、地域住民間の交流を図るため、会員が所有する空き家を会場に、「親子そば打ち体験教室」や「俳句会」を開催する。			
評価会議の意見	地域のコミュニティづくりに資するという点で評価できるものの、イベントの頻度や内容からその効果が地域の課題解決につながるとまでは考えにくく、補助対象として採択する基準に満たなかったことから、不採択とします。			

区分	新規	団体名	マインドソリューション	
事業名	自分らしいコミュニケーションを見つけるためのワークショップセミナー			
事業費	136,000 円	補助金要望額	100,000 円	
事業概要	地域コミュニティの希薄化の解消と多世代交流の実現を目的に、コミュニケーション力を身につけるワークショップ型セミナーを開催する。			
評価会議の意見	地域の課題解決や広く市民の利益につながる「公益性」の面で効果に疑問があり、また、補助対象として採択する基準に満たなかったことから、不採択とします。			

区分	新規	団体名	資源循環環境研究所	
事業名	八王子恩方地域を元気にする会			
事業費	140,000 円	補助金要望額	100,000 円	
事業概要	高齢化が進む恩方地域を活性化するため、耕作放棄地を活用し、野菜の生産・販売や市民を対象とした収穫体験を行う。			
評価会議の意見	農地を借り受けて事業を実施するものですが、この点について、農地法に抵触するとの指摘が担当課からあり、また、評価の結果も補助対象として採択する基準に満たなかったことから、不採択とします。			

区分	新規	団体名	手作りでライフスタイルを考える会	
事業名	手作りでゆる〜く世界進出推進活動			
事業費	100,000 円	補助金要望額	100,000 円	
事業概要	手作り作品を世界に向けネット販売することで、子育てをしながらでも無理なく自分らしく社会に関わっていきたい方を支援するため、講演会・交流会を開催する。			
評価会議の意見	地域の課題解決や広く市民の利益につながる「公益性」の面で効果に疑問があり、また、補助対象として採択する基準に満たなかったことから、不採択とします。			

※ 不採択事業の評価・審査内容については、該当団体に個別に通知しています。

B 事業実施部門 採択事業 評価及び審査結果（得点順）

区分	継続・2回目	団体名	HACHIDORI フェスティバル実行委員会							
事業名	HACHIDORI ～HACHIOJI ROCK DREAM									
事業費	5,000,000 円			補助金要望額			800,000 円			
事業概要	中心市街地の複数のライブハウスを会場として、周辺の飲食店等を回遊する仕組みを取り入れたロックフェスティバルを開催する。									
評価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0～4点で採点)	28点満点中	21点	28点満点中	23点	28点満点中	19点	28点満点中	24点	
	合計得点数	112点満点中		87点				7名中		7名
審査	順位	1位	採択	可		補助予定額		800,000 円		
評価会議の意見・要望	特段の意見等はありません。									

区分	継続・3回目	団体名	特定非営利活動法人すまいるカフェ							
事業名	生産加工の容易な農産物で地域の環境保全と活性化を図る！									
事業費	1,490,000 円			補助金要望額			315,000 円			
事業概要	地域の活性化を図るため、耕作放棄地を活用して農産物を生産するとともに、収穫した農産物の加工や料理教室、朝市などを行う。									
評価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0～4点で採点)	28点満点中	23点	28点満点中	20点	28点満点中	20点	28点満点中	23点	
	合計得点数	112点満点中		86点				7名中		7名
審査	順位	2位	採択	可		補助予定額		315,000 円		
評価会議の意見・要望	獣害対策については、最も効果的な方法を選択するとともに、収穫物の活用先としてフードバンク等との連携を図ることを要望します。									

区 分	継続・2回目	団体名	一般社団法人トレインズアカデミー							
事業名	保育園訪問「フレンドリースマイル」、小・中学校訪問「ドリームスクール」									
事業費	2,100,000 円			補助金要望額			700,000 円			
事業概要	保育園や小・中学校などにプロバスケットボール選手が訪問し、スポーツ振興活動を行うとともに、バスケットボール教室やカップ戦等を行う。									
評 価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中	20点	28点満点中	22点	28点満点中	17点	28点満点中	24点	
	合計得点数	112点満点中		83点				7名中		7名
審 査	順位	3位	採 択	可		補助予定額		700,000 円		
評価会議の意見・要望	特段の意見等はありません。									

区 分	新規	団体名	「津久井・橋本・八王子」犬猫の会							
事業名	八王子市 犬猫殺処分ゼロミッション 保護活動事業									
事業費	2,030,200 円			補助金要望額			1,000,000 円			
事業概要	飼い主のいない犬猫の殺処分を無くすため、保護活動や新たな飼い主を探す譲渡会を行う。また、ペットビジネスの実態を市民に知ってもらうための啓発活動を行う。									
評 価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中	21点	28点満点中	18点	28点満点中	18点	28点満点中	19点	
	合計得点数	112点満点中		76点				7名中		7名
審 査	順位	4位	採 択	可		補助予定額		1,000,000 円		
評価会議の意見・要望	補助終了後も活動を継続していけるよう、会員の個人負担に頼るのではなく、新たな財源の確保に向けた取り組みを行うよう要望します。また、保健所や他の動物愛護団体との連携・情報交換を積極的に行うことで、自立に向けた方策を検討されることを期待します。									

B 事業実施部門 不採択事業（応募受付順）

区分	新規	団体名	八王子市日本中国友好協会	
事業名	第2回泰安市青少年芸術交流団公演会			
事業費	2,200,000 円	補助金要望額	1,000,000 円	
事業概要	日本と中国の友好交流を深めるため、中国泰安市から青少年芸術交流団を招待し、コンサートを開催する。			
評価会議の意見	草の根の市民交流としてその意義は認められるものの、事業計画や収支計画に不明確な点があること、また「公益性」の面でその効果に疑問があることなどから、補助対象として採択する基準を満たさず、不採択とします。			

区分	新規	団体名	一般社団法人市民社会とレジリエンス研究所	
事業名	子安市民センター大学の運営を通しての地域活性化の取り組み			
事業費	2,285,600 円	補助金要望額	1,000,000 円	
事業概要	子安市民センターを会場として、主に高齢者を対象に、パソコンやダンスなどの講座を行う「子安市民センター大学」を開催する。			
評価会議の意見	企画の内容に創意や公益性を認めるものの、収支計画に不安があり、また、講座1回あたりの参加者数が少なく効果が限定的であることなどから、補助対象として採択する基準を満たさず、不採択とします。			

区分	新規	団体名	特定非営利活動法人八王子是市民の会	
事業名	市政100年花とみどりのフェスティバル 八王子の魅力みつけツアーと心くばりNO1 シティー八王子おこし			
事業費	1,100,000 円	補助金要望額	500,000 円	
事業概要	八王子の魅力を高めるため、オリンパスホールにおいて春祭りをを行うとともに、市の「都市緑化はちおうじフェア」を盛り上げるためのイベントを行う。			
評価会議の意見	企画の内容に創意や魅力を感じるものの、事業計画と収支計画に整合性が認められず、また、補助対象として採択する基準に満たなかったことから、不採択とします。			

区 分	新規	団体名	Forest Style TAKAO
事業名	世界に誇る「高尾山」等の森林・自然を活かした「自然保育・森のようちえん」社会化事業		
事業費	2,000,000 円	補助金要望額	1,000,000 円
事業概要	自然保育を行う「森のようちえん」を開設するとともに、市民に自然保育の重要性を周知する勉強会や子育て世代向けの交流イベントなどを行う。		
評価会議 の意見	本市の地域資源である森林や自然を活用するなど、創意は感じられるものの、保育施設の立ち上げや運営面で具体性が感じられず、収支計画についても事業費全体の9割が助成金と継続性・実現性の面で不安があることなどから、補助対象として採択する基準に満たなかったため、不採択とします。		

※ 不採択事業の評価・審査内容については、該当団体に個別に通知しています。

审 查



1. 審査方法

応募事業について、事務局確認、予備評価、市民企画補助金申請事業評価会議による評価を基に審査し、補助金を交付すべき事業を決定します。

1. 事務局確認

事務局である市民活動推進部協働推進課が、応募書類について以下の点を確認するとともに、応募事業に関連する市の所管課を担当課として指定する。

- ①応募部門が適切であること
- ②事業及び団体についての応募要件を満たしていること
- ③提出書類に不備がないこと

2. 予備評価

応募事業に関連する市の担当課は、市政運営担当者の立場から、応募書類及び面接により以下の項目について確認及び評価を行う。

①確認項目

- ・ 当該年度において、市、市の外郭団体、国及び他の地方自治体で実施している他の財政的支援を受けていないこと、またその予定がないこと。
- ・ 市や他の自治体等との共催ではないこと。また、市等を含む実行委員会として実施する事業ではないこと。
- ・ 事業内容が法令等に違反していないこと。
- ・ 市が補助金を交付することについて問題がないこと。

②評価項目

ア 活動支援部門

- ・ 公益性
活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など、地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。
- ・ 期待度
将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。

イ 事業実施部門

- ・ 政策合致性
実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。
- ・ 計画性
事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。
- ・ 八王子らしさ
八王子市のまちづくりに寄与するもので積極的に支援できるものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。
- ・ 協働事業化の可能性
委託や共催など、補助金以外で市との協働事業として実施可能か。

3. 市民企画補助金申請事業評価会議による評価

① 活動支援部門の評価

応募書類、予備評価の結果等に基づき、以下の項目について5段階の採点を行う。「補助金交付の必要性」については、採点ではなく必要性「あり」、「なし」の判断とする。

評価項目	着 眼 点
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など、地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。
補助金交付の必要性	当該事業に対し、補助金を交付すべきか否か。

② 事業実施部門の評価

応募書類、予備評価の結果及び公開プレゼンテーションに基づき、以下の項目について5段階の採点を行う。「補助金交付の必要性」については、採点ではなく必要性「あり」、「なし」の判断とする。

評価項目	着 眼 点
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など、地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。
計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。継続事業の場合、支援を継続する必要があるか。
ニーズの高さ	市民のニーズが高いか。
創意工夫	独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また可能性を秘めているか。
補助金交付の必要性	当該事業に対し、補助金を交付すべきか否か。

■公開プレゼンテーション

事業実施部門への応募事業を対象に、市民に公開で、応募団体自ら事業の説明を行うもの。各団体からの説明後、評価会議委員は説明で不明な点等について質疑を行う。

【公開プレゼンテーション(4月8日)当日の様子】



- 団体の発表に耳を傾ける傍聴者。傍聴者は「市民コメントシート」により、応募事業への意見や感想を提出することができる。

- B事業実施部門へ応募した団体、8団体がプレゼンテーションを行った。



2. 審査フロー

募集要項・応募書類配付開始: 2月7日～
募集記事 : 2月15日号広報に掲載

市民活動団体

応募

応募受付期間
平成29年2月7日～3月6日

< 評価 >

事務局確認(協働推進課)

A 活動支援部門・B 事業実施部門

応募要件を満たしているか、提出書類に不備はないかなど確認

応募団体

・応募書類の修正
または再提出
・取り下げ

(担当課振り分け)

予備評価(担当課確認・評価)

担当課面接(3月15日～21日)

応募書類及び面接による
事業内容等の確認・評価

(応募書類、予備評価結果送付)

評価会議参加者へ評価依頼

3月29日(水)

B事業実施部門の応募団体による

公開プレゼンテーション

4月8日(土)

市民参加

公開プレゼンテーションの傍聴及びコメントシートの提出

市民からの意見を送付

評価会議各参加者による評価
(評価シートの作成)

A 活動支援部門: 応募書類、予備評価結果を基に評価

B 事業実施部門: 応募書類、予備評価結果、公開プレゼンテーションを踏まえた評価

※いずれも5段階で評価

評価会議

4月15日(土)

採択事業案について評価会議参加者から意見聴取

審査

採択事業を決定

応募団体へ結果通知 (4月下旬)

(採択事業及び不採択事業)

補助金交付説明会 5月19日

参 考 资 料

市民企画事業補助金申請事業評価会議

【委員名簿】

任期 平成 28 年 11 月～平成 29 年 7 月

	氏 名	所 属
座 長	新田目 夏実	拓殖大学 国際学部 教授 国際学科長
副座長	小室 崇司	八王子市町会自治会連合会 副会長 中部地区連合会長
委 員	西谷 瑞希	創価大学 法学部 学生
委 員	小町 孝	西武信用金庫 常勤理事 八王子支店 支店長
委 員	土屋 和子	特定非営利活動法人市民サポートセンター日野 理事 事務局長
委 員	甘利 昌史	株式会社ショッパー社 八王子支社 編集長
委 員	田尻 冴子	認定コミュニティビジネスアドバイザー・コーディネーター

【開催状況】

開催年月日	開催時刻	会 場	内 容
平成 28 年 12 月 10 日(土)	14:00～ 15:30	クリエイト ホール 第七学習室	・座長・副座長の選任 ・平成 29 年度補助対象事業の 募集について ・応募事業の評価方法及び日程に ついて
平成 29 年 4 月 8 日(土)	13:30～ 16:15	クリエイト ホール 視聴覚室	公開プレゼンテーション (B 事業実施部門応募事業のみ)
平成 29 年 4 月 15 日(土)	13:30～ 16:30	八王子駅南口 総合事務所 会議室	平成 29 年度補助対象事業の 最終選考案についての意見聴取

八王子市市民企画事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める要件を満たす事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第5条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(補助金の申し込み)

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる応募書類及びその付属資料により行うこととし、前条第2項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 「市民企画事業補助金交付申込書」（様式1）

(2) 「市民企画事業実施計画書」（様式2）

(3) 「市民企画事業収支計画書」（様式3）

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、別に定める審査方法により審査しなければならない。

2 市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」（様式4）により、速やかに当該応募団体に通知しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第8条 前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第6条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」様式5により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第1項の審査の際と変わらない（軽微な変更は除く）限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画

事業補助金交付決定通知書」(様式6)により通知しなければならない。

(交付決定状況の公表)

第9条 市長は、前条第2項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交付を受ける団体(以下「補助団体」という。)の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助対象事業計画の変更等)

第11条 規則第10条の規定による申請については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」(様式7)によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

- (1) 「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」(様式8)
- (2) 「市民企画事業補助金成果報告書」(様式9)
- (3) 「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」(様式10)

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」(様式11)により補助団体に通知する。

(事業実績の公表)

第14条 市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

2 補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

(普及広報)

第15条 補助団体は、補助金の交付を受けた事業を実施するときは、ポスター・チラシ等の作成にあたり別に定める基準により表示を行うものとする。

(担当部の指定等)

第16条 市長は、第6条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容に関係する事務を分掌する部を担当部として指定するものとする。

2 指定された担当部の長は、部内で特に補助対象事業の内容に関連する所管を担当課として定め、市長に報告するものとする。ただし、市長は特に必要があるときは、担当部の指定に合わせ担当課の指定を行うことができるものとする。

3 市長は、第7条に規定する審査、第11条に規定する変更又は中止の承認及び第13条に規定する補助金額の確定を行うにあたり、担当部に意見を求めるものとする。

4 第2項の規定による担当課は、第2条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との

情報交換に努めるものとする。

(事務所管)

第 17 条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

補助対象事業及び補助金の額

応募部門		A 活動支援部門	B 事業実施部門
		既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、自らの活動を広く紹介する事業に要する経費を補助する。 ただし、計画段階の事業費が5万円以上のものとする。	①市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する公益的な事業 ②将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が10万円以上のものとする。
補助の対象（掲げている要件全てに該当する事業であること）	補助を受ける団体の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2 市内に活動拠点を持っていること。 3 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4 政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3 同左 4 同左 5 同左
	実施する事業の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益性が認められること。 2 市内で実施されること。 3 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 4 交付決定の属する年度の4月から3月までの間に実施する事業であること。 5 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 7 当該年度において、市、市の外郭団体、国及び地方自治体で実施している他の財政的支援を受けていないこと、またその予定がないこと。 8 第5条第2項で定める募集要項の補助対象の要件にあてはまること。 9 上記1～8の要件のほか、法令に違反しないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左 7 同左 8 同左 9 同左
補助額等	金額	①1件当たり対象事業費の10/10以内 上限10万円	①1件当たり対象事業費の1/2以内 又は100万円のいずれか低い額 ②2回目以降対象事業費の1/3以内 又は前回交付決定額の80%いずれか低い額 ただし、事業の性質上市長が特に認めた場合は①とする。
	交付額の単位	千円単位（千円未満切り捨て）	千円単位（千円未満切り捨て）
備考	同一団体に対する補助金の交付は2回までとする。 ただし、応募の都度、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時あらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。 ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	

平成 29 年度 八王子市市民企画事業補助金 補助対象事業募集要項

1. 趣 旨

市民企画事業補助金は、**市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業**について、市がその経費の一部を補助するものです。

この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は**公募**とし、**厳正な審査を経て決定**します。

なお、本補助金制度につきましては、現在、そのあり方等について整理・検討を行っているところであり、平成 30 年度交付分以降につきましては、制度が変更になる可能性があります。

2. 応募できる団体

応募できる団体は、次に掲げる要件を **全て** 満たす団体です。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門
共通 項目	①	非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。(法人格の有無は問いません。)	
	②	構成員 5 人以上のグループで、構成員に複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含むこと。	
	③	政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではないこと。	
	④	特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体ではないこと。	
個別 項目	⑤	市内に活動拠点を持っていること。	市内に活動拠点を持っているか、または市内で活動しており、市内に連絡責任者を確保できること。

3. 応募対象事業の種類(部門)

補助対象事業は、以下の **2 部門** に分けて募集し、決定します。応募することができるのは **A 活動支援部門、B 事業実施部門**、合わせて **1 団体 1 事業** です。

	A 活動支援部門	B 事業実施部門
内 容	この部門では、既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、 自らの活動を広く紹介する事業に要する経費 を補助します。ただし、計画段階での事業費が 5 万円以上 のものとしします。	この部門では、 市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する事業や、将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部 を補助します。ただし、計画段階での事業費が 10 万円以上 のものとしします。
補助金額	①必要な経費の 10分の10 (千円未満切り捨て、上限 10 万円)	① 必要な経費の 2分の1以内 (千円未満切り捨て、上限 100 万円) ② 2 回目以降は対象事業費の 1/3 以内または前回交付決定額の 80%のいずれか低い額 。ただし、事業の性質上、市長が特に認めた場合は、①とします。
補助回数	同一団体 2 回まで	同一の事業に対して 3 回まで

4. 対象となる事業の要件

補助対象事業は、次に掲げる要件を **全て** 満たす必要があります。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門
共通 項目	①	市民からのニーズがあり、不特定多数の市民が受益者となるような、公益性が認められる事業内容であること。	
	②	計画から実施まで責任を持って遂行できること。	
	③	平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間に実施する事業 であること。	
	④	政治活動及び宗教活動を目的としないこと。	
	⑤	特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。	
	⑥	上記③の期間において、市、市の外郭団体、国や他の地方自治体（以下「市等」という）で実施している他の財政的支援を受けていないこと。また、その予定がないこと。	
	⑦	市等との共催ではないこと。また、市等を含む実行委員会として実施する事業ではないこと。	
	⑧	上記①～⑦の要件のほか、法令等に違反しないこと。	
個別 項目	⑨	市内で実施すること。	市内で実施されるか、または市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。

5. 補助対象外の経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、**以下のものは補助の対象から除きます。**

(1) 団体の経常的な活動に要する経費

例) 家賃、電話及びインターネット通信料、セミナーや講座、学会等に参加・登録するための会費、事務局に係る経費 など

(2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費

(3) 不動産及び高額な備品（おおむね 20 万円以上）の購入費

6. 応募にあたっての事前相談（必須）

応募を検討されている団体は、応募書類を提出する前に、必ず協働推進課までご相談ください。

また、申込手続きや制度の概要等についての説明や、応募しようとしている事業や経費が補助金の対象となるのか、応募書類の書き方などのご相談につきましても、随時受け付けています。

なお、窓口でのご相談を希望される場合は、できるだけ事前にご連絡ください。



7. 応募受付期間

平成 29 年 2 月 7 日(火) ～ 3 月 6 日(月)17:00 必着（協働推進課まで提出もしくは郵送）

※ 電子データで書類を作成した団体は、データも併せて提出してください。

8. 提出書類

応募にあたっては、下表に掲げる書類を提出していただきます。A活動支援部門・B事業実施部門、新規・継続、どちらへの応募でも共通です。書類の作成にあたっては、記入例をよくお読みください。

	書類の名称
様式1	交付申込書 ※代表者の押印が必要です。
付属資料	これまでの活動実績
様式2	実施計画書
様式3	収支計画書
様式自由	団体の定款・会則
様式自由	団体の会員名簿
様式自由	団体の最新の決算書
様式指定	担当課面接・公開プレゼンテーション 確認書

9. 審査方法

補助対象事業の審査は、事務局（協働推進課）による応募書類の確認、市の担当課及び事務局と応募団体が面接を行う予備評価、市民企画事業補助金申請事業評価会議（参加者は別表のとおり）による評価を基に行います。また、応募団体自ら事業の説明を行う「公開プレゼンテーション（B 事業実施部門のみ）」や、公開プレゼンテーションでの市民からの意見、継続事業については前年度事業の進捗状況などを参考にします。

評価項目は以下のとおりです。評価項目を考慮のうえ、応募書類等へのご記入をお願いします。

(1) 担当課による評価項目

A 活動支援部門		B 事業実施部門	
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。	政策合致性	実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。
		八王子らしさ	八王子市のまちづくりに寄与するもので積極的に支援できるものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。

(2) 評価会議による評価項目

次の項目について、**5段階での採点**を行います。ただし、各部門における項目「補助金交付の必要性」については、採点ではなく「あり」、「なし」の判断となります。

A 活動支援部門		B 事業実施部門	
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。		
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。
補助金交付の必要性		ニーズの高さ	市民のニーズが高いか。
		創意工夫	独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。
		補助金交付の必要性	

(3) 市民企画事業補助金申請事業評価会議 参加者

氏名	所属
座長 新田目 夏実	拓殖大学 国際学部 教授 国際学科長
副座長 小室 崇司	八王子市町会自治会連合会 副会長 中部地区連合会長
西谷 瑞希	創価大学 法学部 学生
小町 孝	西武信用金庫 常勤理事 八王子支店 支店長
土屋 和子	特定非営利活動法人市民サポートセンター日野 理事 事務局長
甘利 昌史	株式会社ショッパー社 八王子支社 編集長
田尻 冴子	特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター 認定コミュニティビジネスアドバイザー・コーディネーター

10. 公開プレゼンテーションの実施

「B 事業実施部門」への応募事業については、審査の一環として、事業内容等について説明していただく公開プレゼンテーションを行います。当日参加した市民（応募団体関係者を除く）から、応募事業について意見を受け付け、審査の参考とします。

【日時】平成29年4月8日(土)

【会場】生涯学習センター(クリエイトホール) 11階 視聴覚室(東町5-6)

※開催時間は、B 事業実施部門への応募件数が確定後決定し、応募団体に通知します。

11. 審査結果の公表

審査の結果は、応募団体に個別に通知するとともに、「広報はちおうじ」、市のホームページなどで公表します。

12. 普及広報・活動の紹介(「はちコミねっと」への登録、情報発信)

本補助金制度を市民の方により広く知っていただくために、補助金交付を受けた団体は、補助事業を行う際にポスターやチラシ等に本補助金交付対象事業である旨を表示していただきます。また、市民活動支援センターで運営している『八王子コミュニティ活動応援サイト「はちコミねっと」』に登録していただき、活動の周知を行っていただきます。詳細は、別紙でご確認ください。

13. NPOパワーアップ講座の受講

公益的な活動を継続していくために、団体の自立化・活性化を目的に団体運営の実務を学ぶ「NPOパワーアップ講座」を、市民活動支援センターにおいて開催します。本補助金へ応募を予定している団体は、積極的に受講くださるようお願いいたします。詳細は、別紙でご確認ください。

14. 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、**補助事業終了後、実績報告書類を提出していただきます。また、事業の成果を市民に公開で発表する成果報告会に参加していただきます。**

お問い合わせ・応募書類等の提出先 **八王子市 市民活動推進部 協働推進課**

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号 (八王子市役所本庁舎7階)

【電話】042-620-7401

【FAX】042-626-0253

【Eメールアドレス】b050700@city.hachioji.tokyo.jp

【ホームページURL】<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/001/003/index.html>

(こちらから応募様式のダウンロードができます。また、過去に補助を受けた事業等をご覧いただけます。)



八王子市市民企画事業補助金申請事業評価会議開催要綱

(趣旨)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき、市民活動団体から補助の申請があった事業(以下「申請事業」という。)について、適正かつ客観的に評価するため、市民企画事業補助金申請事業評価会議(以下「会議」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市市民企画事業補助金(以下「補助金」という。)の申請事業の評価に関する事項。
- (2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項。

(参加者)

第3条 会議は、参加者7名以内をもって構成する。

2 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 町会・自治会の関係者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(座長)

第4条 会議に座長及び座長代理を置き、互選によりこれを定める。

2 座長は、会議を進行し総括する。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ市長が招集する。

(会議への参加の期間)

第6条 会議への参加を依頼する期間は、最初の依頼から一年間とする。ただし、参加者が欠けた場合における後任者の参加の期間は、前任者の残りの期間とする。

(意見の聴取等)

第7条 市長は、申請事業の評価のため必要があると認めたときは、参加者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

参考：平成29年度 市民企画事業補助金 事業担当課一覧

区分	受付 番号	事業名	団体名	担当課		
A 活動支援部門	新 1	もとはち東ふれあい食堂	もとはち東ふれあい食堂 プロジェクト	子どもの しあわせ課	生活自立 支援課	教育総務課
	新 4	精神疾患当事者が畑で元気になる プロジェクト	特定非営利活動法人 ルーツ・ユアセルフ	保健対策課	農林課	
	新 5	のうちのマルシェ2017	のうちのマルシェ実行委員会	産業政策課	協働推進課	
	新 9	難病を元気にする！！(難病カフェ)	特定非営利活動法人 難病ネットワーク	保健対策課		
	② 1	食に困る人々を地域で支えるフードバンク 事業	フードバンク八王子えがお	生活自立 支援課		
	② 2	マルベリーハートフルフェスタ	マルベリー東京パイロット クラブ	障害者福祉課		
B 事業実施部門	新 3	八王子市 犬猫殺処分ゼロミッション 保護活動事業	「津久井・橋本・八王子」犬猫の 会	生活衛生課		
	② 1	HACHIDORI ～HACHIOJI ROCK DREAM	HACHIDORIフェスティバル 実行委員会	観光課	中心市街地 政策課	学園都市 文化課
	② 2	保育園訪問「フレンドリースマイル」、 小・中学校訪問「ドリームスクール」	一般社団法人 トレインズアカデミー	スポーツ 振興課	指導課	保育幼稚園課
	③ 1	生産加工の容易な農産物で地域の環境 保全と活性化を図る！	特定非営利活動法人 すまいるカフェ	農林課	観光課	

平成29年5月発行

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7401（直通） FAX：042-626-0253

E-Mail：b050700@city.hachioji.tokyo.jp

市ホームページ（市民企画事業補助金）：

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/001/003/index.html>